沿　　革

（令和３年８月19日　制　　定）
（令和３年９月27日　一部改正）
（令和４年１月14日　一部改正）
（令和４年３月22日　一部改正）

新型コロナウイルスワクチン接種時間外等派遣事業費補助金交付要綱

（交付の目的）

第１　新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）について、早期に高齢者向けのワクチン接種等を終えることができるよう、ワクチン接種に係る医師、看護師等の医療従事者の確保が困難な地域においてワクチン接種体制を強化し、及び病院におけるワクチン接種に係る特別な接種体制の確保に対する支援により個別のワクチン接種を行う医療機関の数を増加させるため、令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和３年４月１日付け医政発0401第８号・健発0401第11号・薬生発0401第18号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知の別紙。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和３年４月１日厚生労働省発医政0401第４号・厚生労働省発健0401第６号・厚生労働省発薬生0401第67号厚生労働省事務次官通知の別紙。以下「交付要綱」という。）、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）　医療従事者派遣事業　令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間、ワクチン接種のための医療従事者確保困難地域において、時間外又は休日にワクチン接種を行う高齢者向け集団接種会場等に、住民等に対するワクチン接種を行うため、県の判断に沿って医療従事者を派遣する事業をいう。

（２）　特別接種体制確保事業　令和３年５月９日から同年７月31日まで、同年８月１日から同年10月２日まで、同月３日から同年12月４日まで、同年12月５日から令和４年２月５日まで及び同年２月６日から同年３月31日までのそれぞれの期間に、通常の診療に係る人員体制とは異なる特別な人員体制（以下「特別な接種体制」という。）を確保し、ワクチン接種を行う事業をいう。

（３）　時間外　概ね午前８時前及び午後６時以降（土曜日である場合は、概ね午前８時前及び午後０時以降）並びに休日以外の日を終日休診日とする場合における当該休診日（連続する時間をもって診療時間としないなど、標準によることが困難な場合は、その表示する診療時間以外の時間）をいう。

（４）　休日　日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日並びに12月29日から同月31日まで並びに１月２日及び同月３日をいう。

（５）　ワクチン接種のための医療従事者確保困難地域　岩手県全域をいう。

（補助対象者）

第３　補助金の交付の対象となる者は、第２第１号に掲げる事業を実施する医療機関及び同第

２号に掲げる事業を実施し、同号に規定するいずれかの期間内に、１日当たり50回以上の接種を週１日以上達成する週が４週間以上ある病院とする。

（補助対象経費及び補助額）

第４　第１に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表第１のとおりとする。

（補助事業の内容の軽微な変更）

第５　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、補助金額の増額を伴わないもので、かつ、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

（申請の取下げ期日）

第６　規則第８条第１項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（立入検査等）

第７　知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

（書類の整備等）

第８　補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管しておかなければならない。

（消費税等仕入控除税額に係る報告等）

第９　補助事業者は、規則第４条の規定に基づき補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付を申請した場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第５号）により知事に報告しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第10　規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第２のとおりとする。

（補則）

第11　この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

別表第１（第４関係）

区　分	補助対象経費	補助基準額	補助額
医療従事者派遣事業	時間外又は休日にワクチン接種を行う集団接種会場に、県の判断に沿って行う医療従事者の派遣に要する賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）及び委託料	次の各号に掲げる職種の区分ごとに、当該各号により算出した額の合計額 （１）　医師　派遣１人１時間当たり7,550円 （２）　看護師等　派遣１人１時間当たり2,760円	（１）　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。 （２）（１)により選定した額と補助基準額とを比較して少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を補助額とする。
特別接種体制確保事業	特別な接種体制に係る右欄の規定により算出された額	次の各号に掲げる職種の区分ごとに、当該各号により算出した第２第２号に規定する期間内において特別な接種体制により50回以上の接種を行った日に係る１人当たりの額の合計額 （１）　医師　勤務１時間当たり7，550円 （２）　看護師等　勤務１時間当たり2,760円	定額（補助基準額をいう。）を補助額とする。

別表第２（第10関係）

条　項	提出書類及び添付書類	様　式	提出部数	提出期日
規則第４条の規定による書類	新型コロナウイルスワクチン接種時間外等派遣事業費補助金交付申請書 １　申請額算出内訳書 ２　事業計画書 ３　収支予算書 ４　その他知事が必要と認めるもの	第１号 第１－（１）号 第１－（２）号 第１－（３）号	１部 １部 １部 １部	別に定める日
規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定により承認を受ける場合の書類	新型コロナウイルスワクチン接種時間外等派遣事業費補助金変更（中止、廃止）申請書 １　申請額算出内訳書 ２　事業計画書 ３　収支予算書 ４　交付申請書から変更があった書類 ５　その他知事が必要と認めるもの	第２号 第１－（１）号 第１－（２）号 第１－（３）号	１部 １部 １部 １部 １部	当該事業の変更（中止、廃止）の理由の生じた日から15日以内
規則第13条第１項の規定による書類	新型コロナウイルスワクチン接種時間外等派遣事業費補助金実績報告書 １　精算額算出内訳書 ２　事業実績報告書 ３　収支精算書 ４　その他知事が必要と認めるもの 新型コロナウイルスワクチン接種時間外等派遣事業費補助金請求書 １　知事が必要と認めるもの	第３号 第３－（１）号 第３－（２）号 第３－（３）号 第４号	１部 １部 １部 １部 １部	当該事業の完了の日（規則第６条第１項第３号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から起算して30日を経過した日